

法人名：

秋田空港ターミナルビル 株式会社

設立年月日 昭和53年11月10日

1 法人の概要

代表者職氏名	代表取締役社長 前川 浩	資本金	750,000千円	県出資等額及び比率	250,000千円	(33.3%)	所管部課名	観光文化スポーツ部交通政策課					
設立目的	第4次秋田県総合開発計画に基づく高速交通体系整備の一環として、激増する航空運輸需要に応えるため、大型ジェット機が就航可能な新空港の建設が進められ、これに伴い今後飛躍的に増加する航空利用者に十分対応し、また、秋田県の「空の玄関」に相応しい旅客ターミナルビルを建設し、その運営にあたる会社を設立したものである。												
事業概要	空港ターミナルビル（旅客ビル・貨物ビル）の所有賃貸及び運営管理、航空旅客・航空貨物及び航空事業者に対する役務の提供、旅行用日用雑貨及び観光土産品等の販売、広告・宣伝及び広告代理業												
関連法令、県計画	空港法、秋田県総合交通ビジョン												
役員数 (R5.7.1現在)	取締役		監査役		評議員		計		職員数 (R5.4.1現在)	正職員	出向職員	臨時・嘱託	計
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤		11		33	44
	3	7	1	2			4	9		※役員と職員を兼ねている者の人数は、役員と職員の両方に計上し、職員数には括弧（内数）で表示。			

2 法人の行動計画(令和4～7年度)

県関与のあり方	継続	経営状況	安定	取組の方向性	・安定的経営の継続 ・公益的事業の安定実施
目標	○経営体質の強化を図りながら、安定的な経営基盤を確立し、十分な収益を上げる。 【目標】売上高（百万円） R4年度：1,153、R5年度：1,228、R6年度1,228、R7年度：1,228 ○空港施設の利便性やサービスの向上に努め、顧客満足度の維持・向上を図る。 【目標】顧客満足度（pt） R4年度：75、R5年度：75、R6年度：75、R7年度：75				
取組	○直営売店「あ・えーる」の新たな売れ筋商品の開拓やオリジナル商品の開発に取り組み、売上の拡大を図る。 【目標】直営売店売上高（百万円） R4年度：529、R5年度：594、R6年度：594、R7年度：594 ○館内スペースの高度利用を図るため、テナントや広告主の誘致、営業活動を強化する。 ※賃貸スペースに限りがあるため、テナント・広告主撤退時に営業活動を強化する。 ○市町村や企業と連携したイベントの開催や、地域住民に気軽に空港を利用してもらえるようなプロモーション活動を展開し、集客力の向上を図る。 【目標】イベント等の開催回数 年4回 ○ホームページやSNSを活用し、国内外に向けて空港や周辺情報の発信を強化する。 【目標】ツイッターの発信件数 年52回（週1回は必ず発信）				

3 財務

①損益計算書

(単位:千円)

区 分	令和3年度	令和4年度
売上高	846,708	1,219,044
売上原価	212,446	412,095
売上総利益	634,262	806,949
販売費及び一般管理費	564,013	665,102
人件費（売上原価含む）	171,897	181,009
営業利益（損失）	70,249	141,847
営業外収益	26,953	2,533
営業外費用		992
経常利益（損失）	97,202	143,388
特別利益	9,369	108,996
特別損失	7,271	118,493
法人税、住民税・事業税	△ 29,367	39,092
当期純利益（損失）	128,667	94,799

②貸借対照表

(単位:千円)

区 分	令和3年度	令和4年度
流動資産	1,251,541	2,201,814
固定資産	2,416,182	1,675,468
資産計	3,667,723	3,877,282
流動負債	162,389	306,361
短期借入金		
固定負債	180,587	151,376
長期借入金		
負債計	342,977	457,737
資本金	750,000	750,000
利益剰余金等	2,574,746	2,669,545
純資産計	3,324,746	3,419,545
負債・純資産計	3,667,723	3,877,282

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

<主な経営指標>

項 目	令和3年度	令和4年度	増減※
経常収支比率 (経常収益÷経常費用)	112.5%	113.3%	+0.8
流動比率 (流動資産÷流動負債)	770.7%	718.7%	△52.0
自己資本比率 (純資産計÷負債・純資産計)	90.6%	88.2%	△2.5
有利子負債比率 (有利子負債÷純資産計)			

※端数処理の関係で増減が一致しないことがある。

<退職給与引当状況（単位:千円）>

要支給額	引当額	引当率(%)
35,279	35,279	100.0%

③県の財政的関与の状況（事業費補助・委託を除く）

(単位:千円)

区 分	令和3年度	令和4年度	支出目的等
年間支出			
年度末残高			

法人名：

秋田空港ターミナルビル 株式会社

I 自己評価

1 行動計画における目標及び取組の達成状況	2 経営状況
【令和4年度実績】 ○売上高：1,219百万円 ○顧客満足度：72.9pt ○直営売店売上高：541百万円 ○ツイッターの発信件数：52回（週1回情報発信） ○イベント等の開催回数：5回（開港記念イベント、空の日祭り、空港クイズラリー、絵画コンテスト、池田修三氏の作品展示）	【令和4年度実績】 ○当期純利益は、94,799千円の黒字。 ○経常利益は、143,388千円の黒字。 ○営業利益は、141,847千円の黒字。 ○売上高は、稼ぐ力の定着により前年比43.9%増の1,219,044千円となった。
【自己評価】 ○売上高は行動計画に掲げた目標を達成した。開港記念イベントは過去最大級の来客数となり、好評だった。旧ラウンジ跡地へのテナント誘致を予定しており、更なる増収を図りたい。 ○目標が未達成となった顧客満足度については、職員の応対等の評価が減点材料となっており、お客様の満足度向上のため館内事業者と共に立ち上げたCS向上委員会を通じて、空港テナント全体でお客様の声の情報共有を図りたい。	【自己評価】 ○航空旅客数の回復や店舗のリニューアル効果による購入単価の大幅増等により当期純利益は黒字となった。 ○県からの財政的支援、累積債務はない。
	評価 A

II 所管課評価

1 行動計画における目標及び取組の達成状況	2 経営状況
○行動計画に掲げた売上高の目標は達成されており、引き続き目標達成に向けた取組を続けていきたい。 ○目標が未達成となった顧客満足度については、CS向上委員会の分析及び情報共有による顧客対応改善に取り組むなど、目標達成に向けて取り組んでいただきたい。	○令和4年度の経常利益は黒字であり、県から財政的支援は行っていない。累積債務もなく、経営は安定している。引き続き内部留保の積み増しに向けて、取り組んでいただきたい。
	評価 A

III 委員会評価

総合評価	法人全体の取組・運営状況に関するコメント
A	○行動計画に定める「売上高」については目標を達成しており、経営状況も安定している点は評価できる一方で、「顧客満足度」については目標達成に至らなかったことから、定量的なデータを収集するための調査手法や調査内容の見直しを含めた改善が必要となる。

【委員からの提言】

○秋田空港で発生した停電については、人命に関わることであることから、設備点検等の対応が急務であり、また、恒久的な対策についても講じる必要がある。
○直営売店「あ・えーる」の改装により土産品の魅力がアップしたほか、イベント展示も秋田ならではの取組を行っているが、飲食ブースが不足しており、空港での滞在時間を有効活用できないことから、顧客満足度改善の観点からも今後のあり方を検討すべきと考える。
○駐車場については、立体駐車場、第1、第2駐車場の誘導が不十分であり、利用者が分かりやすいような改善が必要である。

委員会評価を踏まえた対応方針

法人の対応方針	所管課の対応方針
○顧客満足度について、今年度は職員の対応等への評価が減点材料となっているため、CS向上委員会を通じて、空港テナント全体でお客様への対応改善に取り組む。また、定量的なデータを収集できるようアンケート項目の改善など、調査手法や調査内容の見直しを検討する。 ○停電について、原因であった高圧ケーブルの交換や高圧ケーブルの監視システムの導入のほか、万が一停電が発生した場合においても空港利用者に支障がでないよう、空港ビル全館を対象とする発電能力の非常用自家発電設備を令和7年3月までに設置する。 ○旧カードラウンジ跡地への飲食テナントの出店を予定しているほか、今後も空港ビル敷地の有効活用を積極的に検討する。 ○駐車場について、管理している空港管理事務所と連携を密にし、法人ウェブサイト等で周知を行うことにより、利用方法の情報を提供できるよう努める。	○行動計画に定める目標が達成されるよう、法人との意見交換等を定期的実施することで、法人の取組や運営状況を把握し、秋田空港利用促進協議会等の取組を通じて、連携を継続する。 ○停電等の個別の対応については、法人の取組状況を確認し、改善が図られるよう、適宜指導・助言を行う。

法人名 秋田空港ターミナルビル(株)

①令和5年度計算書類等

法人所管課 交通政策課

定 款

第一章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、秋田空港ターミナルビル株式会社と称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 秋田空港ターミナルビルの所有賃貸及び運営管理
- (2) 航空旅客、航空貨物及び航空事業者に対する役務の提供
- (3) 飲食物、旅行用日用雑貨、観光土産品の販売
- (4) 郵便切手、収入印紙、煙草、酒類、薬品及び石油類の販売
- (5) 食堂及び喫茶業の経営
- (6) 広告、宣伝及び広告代理業
- (7) 駐車場運営業
- (8) 損害保険代理業及び貸自動車業
- (9) 航空思想の普及及び旅行案内に関する事業
- (10) その他前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を秋田県秋田市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告は、秋田市において発行する秋田魁新報に掲載してこれを行う。

第二章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は30万株とする。

(株券の発行)

第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。

- 2 当社の発行する株式はすべて記名式とし、その株券は1株券、10株券、100株券、500株券及び1,000株券の5種類とする。

(株式の譲渡制限)

第8条 当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を必要とする。

(株式の取扱い)

第9条 当会社の株式の名義書換え、質権の設定、移転、消滅、その他変更の登録、信託の表示、変更又はその抹消、株券の再交付、株式譲渡承認の請求等に関する手続き及び手数料については、取締役会の定めるところによる。

(届け出)

第10条 株主、質権者又はその法定代理人及び法人の代表者は、その氏名又は商号、住所及び印鑑を当会社に届出るものとする。その変更があったときも同様とする。

第三章 株 主 総 会

(招集)

第11条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後から3カ月以内に召集し、臨時株主総会は、必要の都度これを召集する。

2 株主総会の招集通知は、会日の1週間前までに株主に対し、これを発するものとする。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその議長となる。

(決議方法)

第14条 株主総会の決議は、法令及び本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

3 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印して、これを永久に会社で保存する。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、代理人をもってその議決権を行使することができる。ただし、代理人は1名とする。

2 株主または代理人は、その代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

第四章 取締役及び取締役会

(員数)

第16条 当会社の取締役は13名以内とする。

(任期)

第17条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。

(選任方法)

第18条 取締役は、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(相談役及び顧問)

第19条 取締役会の決議により、相談役及び顧問を置くことができる。

(取締役の欠員)

第20条 取締役に欠員が生じた時は、補欠選任を行う。ただし、業務の執行に支障がないときは、取締役会の決議をもって次の株主総会又は次期改選期までこれを延期することができる。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって取締役相談役1名、取締役会長1名、取締役社長1名、専務取締役1名及び常務取締役若干名を定めることができる。

(取締役の職務権限)

第22条 取締役社長は、取締役会の決議を執行し、当会社の業務を掌理する。

2 専務取締役は、取締役社長を補佐し、当会社の業務を掌理し、取締役社長に事故あるときは社長の職務を代行する。

3 常務取締役は、取締役会の決議をもって定めるところに従い、業務を分掌する。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。ただし、取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(取締役会の招集手続)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対し、これを発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合には、その期間を短縮することができる。

(取締役会の決議方法)

第 25 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもってこれを行う。

2 取締役が提案した決議事項について、取締役（当該事項につき議決に加わることができるものに限る）の全員が書面または電磁記録により同意したときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

3 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印して、これを永久に会社で保存する。

(取締役会規程)

第 26 条 取締役会に関する事項については、法令及び本定款に定めがあるもののほか、取締役会が定める取締役会規程による。

(報酬等)

第 27 条 取締役の報酬、賞与、退職慰労金その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬」という。）は、株主総会の決議によってこれを定める。

(取締役の責任免除)

第 28 条 当会社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、取締役（同法第 2 条第 1 5 号に定める業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第 4 2 3 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第五章 監査役及び監査役会

(員数)

第 29 条 当会社の監査役は 4 名以内とする。

(任期)

第 30 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任した監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(選任方法)

第 31 条 監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

(監査役の欠員)

第 32 条 監査役に欠員が生じた時は、補欠選任を行う。ただし、法定の数を欠くことなく業務の執行に支障がないときは、取締役会の決議をもって次の株主総会又は次期改選期までこれを延期することができる。

(常勤の監査役)

第 33 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選任する。

(監査役会の招集手続)

第 34 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対し、これを発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合には、その期間を短縮することができる。

(監査役会の決議方法)

第 35 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。

2 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印して、これを永久に会社で保存する。

(監査役会規程)

第 36 条 監査役会に関する事項については、法令及び本定款に定めがあるもののほか、監査役会が定める監査役会規程による。

(報酬等)

第 37 条 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議によってこれを定める。

(監査役の責任免除)

第 38 条 当社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 4 2 3 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任は、法令が規定する額とする。

第六章 会計監査人

(選任方法)

第 39 条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第40条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 前項の定時株主総会において、別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(会計監査人の責任限定契約)

第41条 当社は、会社法第427条の第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任は、法令が規定する額とする。

第七章 計 算

(事業年度)

第42条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第43条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月末日とする。

(利益配当金)

第44条 株主配当金は、毎決算期における株主名簿に記載された株主又は質権者に支払う。

(配当金等の除斥期間)

第45条 利益配当金及び諸交付金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお、受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れる。

第八章 附 則

(会社創立の際発行する株式)

第46条 当社は、設立の際額面株式3万4千株を発行する。

(発起人の氏名及び住所)

第47条 発起人の氏名、住所及び発起人が設立に際して引き受けた株式は、次のとおりである。

額面株式	12,500株
住 所	秋田市山王四丁目1番1号
氏 名	秋田県知事 小畑勇二郎

額面株式 2, 5 0 0 株
住 所 秋田市山王一丁目 1 番 1 号
氏 名 秋田市長 高田景次

額面株式 1, 0 0 0 株
住 所 河辺郡雄和町石田字上大部 1 4 0 番地の 1
氏 名 雄和町長 工藤清一郎

額面株式 1, 0 0 0 株
住 所 秋田市山王三丁目 2 番 1 号
氏 名 株式会社秋田銀行取締役頭取 前田實

額面株式 7 5 0 株
住 所 秋田市大町一丁目 2 番 6 号
氏 名 株式会社秋田魁新報社取締役社長 倉田儀一

額面株式 7 5 0 株
住 所 秋田市旭北錦町 4 番 5 8 号
氏 名 秋田中央交通株式会社 取締役社長 渡邊靖彦

額面株式 2 5 0 株
住 所 秋田市八橋戊川原 6 4 番の 2
氏 名 秋田県共済農業協同組合連合会会長理事 土肥大四郎

額面株式 3 5 0 株
住 所 秋田市旭北錦町 1 番 4 7 号
氏 名 秋田商工会議所会頭 松本修二

附則（経過措置）

1. この定款の変更は、昭和 57 年 10 月 1 日から実施する。ただし、第 29 条、第 30 条、第 31 条の削除については決議の日から実施する。
2. この定款の変更は、平成 4 年 6 月 29 日から実施する。
3. この定款の変更は、平成 6 年 6 月 27 日から実施する。
4. この定款の変更は、平成 8 年 6 月 26 日から実施する。
5. この定款の変更は、平成 11 年 6 月 30 日から実施する。
6. この定款の変更は、平成 15 年 6 月 20 日から実施する。
7. この定款の変更は、平成 17 年 6 月 27 日から実施する。
8. この定款の変更は、平成 18 年 6 月 30 日から実施する。
9. この定款の変更は、平成 27 年 6 月 23 日から実施する。
10. この定款の変更は、令和 2 年 6 月 25 日から実施する。
11. この定款の変更は、令和 5 年 6 月 27 日から実施する。

以上は、秋田空港ターミナルビル株式会社の定款である。

秋田市雄和椿川字山籠 4 9 番地
秋田空港ターミナルビル株式会社
代表取締役 前川 浩

株 主 名 簿

(平成 11 年 10 月 1 日新規作成)

(令和 4 年 12 月 8 日更新)

秋田空港ターミナルビル株式会社

株 主 名 簿 一 覧 表

- | | |
|----------------|-------|
| 1 会社が発行する株式の総数 | 30万株 |
| 2 発行済株式の総数 | 7万5千株 |
| 3 当期末株主総数 | 18名 |
| 4 株主の状況 | |

(令和4年12月8日現在)

No	株 主 名	持株数	出資比率	摘 要
1	秋 田 県	25,000	33.3%	
2	秋 田 市	8,000	10.7%	
3	A N Aホールディングス株式会社	7,800	10.4%	
4	日 本 航 空 株 式 会 社	7,500	10.0%	
5	株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	7,000	9.3%	
6	株 式 会 社 秋 田 銀 行	3,600	4.8%	
7	株 式 会 社 北 都 銀 行	3,600	4.8%	
8	株 式 会 社 秋 田 魁 新 報 社	2,000	2.7%	
9	羽 後 交 通 株 式 会 社	1,500	2.0%	
10	秋 田 中 央 交 通 株 式 会 社	1,500	2.0%	
11	日 本 通 運 株 式 会 社	1,500	2.0%	
12	東 北 電 力 株 式 会 社	1,500	2.0%	
13	株 式 会 社 秋 田 放 送	1,000	1.3%	
14	秋 田 テ レ ビ 株 式 会 社	1,000	1.3%	
15	秋 北 バ ス 株 式 会 社	1,000	1.3%	
16	秋 田 商 工 会 議 所	500	0.7%	
17	全 国 共 済 農 業 協 同 組 合 連 合 会	500	0.7%	
18	東 部 瓦 斯 株 式 会 社	500	0.7%	
合 計		75,000	100.0%	

秋田県出資・出捐法人 役員名簿

法 人 名 : 秋田空港ターミナルビル株式会社

時 点 : 令和5年7月1日

番号	役職名称	氏名	職名
1	代表取締役社長	前川 浩	秋田県理事
2	専務取締役	成田 光明	秋田県東京事務 所長
3	取締役	大木 淳雄	ANAあきんど ㈱
4	取締役	石黒 道人	秋田県観光文化 スポーツ部長
5	取締役	鎌田 潔	秋田市副市長
6	取締役	橋本 茂男	日本航空㈱ 秋田支店長
7	取締役	佐川 博之	㈱秋田魁新報社 代表取締役社長
8	取締役	渡邊 綱平	秋田中央交通㈱ 代表取締役社長
9	取締役	塚本 城太郎	㈱秋田銀行秋田 役員本店・八橋
10	取締役	渡邊 幸一	㈱北都銀行秋田 役員本店営業部 長
11	常勤監査役	佐藤 真	
12	監査役	齋藤 善一	羽後交通㈱ 代表取締役社長
13	監査役	星 憲太郎	㈱日本政策投資 銀行東北支店次 長
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			

番号	役職名称	氏名	職名
28			
29			
30			
31			
32			
33			
34			
35			
36			
37			
38			
39			
40			
41			
42			
43			
44			
45			
46			
47			
48			
49			
50			
51			
52			
53			
54			

令和5年度予算（案）について

1 航空旅客数の見込み

(1) 国内便（定期便）

令和4年度の航空旅客数は、大多数の国民の間にW i t h コロナの考え方が浸透し、元年度比で72%まで回復している。

5年度においては、5月に新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが「2類相当」から「5類」に移行されることなどから、ビジネスや観光など人流が大幅に増加すると判断しており、航空旅客数は、元年度の85%を見込む。

(2) 国際便（チャーター便）

令和5年度のチャーター便の運航は、現時点では見込んでいない。

2 基本方針

令和5年度の営業利益は、電気料金の高止まりが続くと判断されるものの、4年度を上回る165百万円と見込んでいる。このため、これまで進めてきた「稼ぐ力」に加え、多様な主体との連携強化、新ラウンジ「ROYAL SKY LOUNGE」の利用者数の大幅増加やテナント誘致など、更なる収益力のアップを図っていく。

その一方で、2階フロアの快適空間づくりに向けた大規模改装とユニバーサルデザインに対応した空港づくりを推し進め、中期経営計画に掲げる「空港を利用する全ての人が安心・安全にそして、快適に利用できる空港」の実現に向け、必要な事業・取組み等を着実に実施する。

3 損益の見通し

令和5年度における売上は、コロナ禍前の元年度を超える1,294百万円を見込んでいる。

不動産事業収入は、昨今の電気料金の類を見ないまでの異常な高騰に対処するため、テナントの電気料単価の値上げを行うこととし、管理費収入を増額しているが、それ以外の項目については例年どおりの計上としている。

直営事業収入は、航空旅客数の見通しをもとに、本年度並みの立寄り率44%及び客単価2,650円等により算出している。

付帯事業収入のうち新ラウンジについては、出発旅客数見込みに対する立寄り率を15%として算出している。

支出のうち、人件費については、特に契約社員のモチベーションアップに繋がる給与の改善を行うこととし前年度比7.1%増、その他の経費については、電気料金の大幅な値上げによる水道光熱費の増額等により前年度比2.4%増と合計で前年度比3.6%増の679百万

円を見込んでいる。

その結果、売上高は順調に増加するものの、電気料金約 20 百万円を含む経費の増加もあり、通期の営業利益は 165 百万円にとどまると見込んでいる。

4 主な実施事項

(1) 2 階フロアの快適空間づくりに向けた大規模改装

新ラウンジの移設や旧ラウンジへのテナントの誘致により、お客様の動線が大きく変わることに伴い、売店シャッターボックスの撤去やロビーの化粧柱のスモール化による視認性の改善、搭乗待合室をはじめとする床面の張替えなどを実施し、2 階フロアの快適空間づくりに取り組む。

【工 期】 令和 5 年 4 月上旬から令和 6 年 1 月末を予定

【費 用】 58,000 千円（設計監理料含む）

(2) 施設設備の更新等

経年劣化している施設設備を計画的に更新する。

- | | |
|------------------------|-----------|
| ① 非常用発電機点検整備 | 19,000 千円 |
| ② 運航情報表示システム（FIDS）更新 | 15,000 千円 |
| ③ 空調自動制御装置更新 | 8,000 千円 |
| ④ 直営売店 POS システムサーバー等更新 | 5,200 千円 |

(3) ユニバーサルデザインに対応したハード・ソフトの推進

全ての人々が秋田空港を利用しやすくなるよう「障がい当事者」の意見も反映させた施設整備 5 カ年計画を策定するとともに、ソフト面での取り組みを進めていくため、「UD 推進委員会（仮称）」を設置する。

(4) 多様な主体との連携による収益力アップの取組

蔵元などとの連携による新たな試飲会を月単位で開催するほか、にぎわい広場での民芸品業者による展示販売会も開催する。

また、PB 商品の定期的な試食販売を行い秋田のお土産としての定着を目指すほか、第 2 弾の商品を発売する。

(5) 空港の賑わい創出

航空機利用者だけでなく、多くの県民に足を運んでいただくため、これまで取り組んできた開港記念イベントや空の日祭りなどを継続するとともに、新たに航空機や秋田空港に関する写真コンテストを開催する。

(6) 電気料削減に向けた取組

電力消費を抑えるため、昨年度に実施した太陽光パネルとトイレ照明における人感センサーの稼働、新たにビル南側ガラス面への放射冷却シートの貼付などの省エネルギー対策に加え、空港ビル内の照明の間引き、冷暖房の温度管理、出入り口の自動ドアの一部閉鎖などを実施する。

(7) 働きがいのある職場づくり

社員が健康で意欲をもって業務に取り組めるよう、従業員の健康に配慮した取り組みを実施し「健康経営優良法人」の継続的な認定を目指すとともに、持続可能な地域社会の実現を図るため、秋田県 SDGs を継続する。

以 上

令和5年度損益予算及び設備投資予算並びに資金繰り計画（案）

1 損益予算

（単位：千円）

科 目	金 額	不動産事業部門	直 営 事 業 部 門	総務管理部門	R4年度決算見込	前年度比較
売 上 高	1,294,524	661,890	632,634	－	1,209,069	107.1%
不動産事業収入	561,582	561,582	－	－	551,176	101.9%
賃 貸 収 入	150,350	150,350	－	－	146,271	102.8%
施設使用料収入	316,000	316,000	－	－	316,171	99.9%
管 理 費 収 入	95,231	95,231	－	－	88,733	107.3%
直 営 事 業 収 入	632,634	－	632,634	－	573,607	110.3%
売 店 売 上	632,634	－	632,634	－	573,607	110.3%
免 税 店 売 上	－	－	－	－	－	－
付 帯 事 業 収 入	100,308	100,308	－	－	84,285	119.0%
売 上 歩 合 収 入	5,608	5,608	－	－	5,031	111.5%
広 告 収 入	30,044	30,044	－	－	29,026	103.5%
個 人 待 合 室 収 入	61,725	61,725	－	－	47,716	129.4%
そ の 他 収 入	2,930	2,930	－	－	2,510	116.7%
売 上 原 価	449,293	6,445	442,848	－	407,610	110.2%
売 店 仕 入	442,848	－	442,848	－	407,351	108.7%
ロイヤルスカイ仕入	6,445	6,445	－	－	258	2498.1%
売 上 総 利 益	845,231	655,445	189,786	－	801,459	105.5%
販売費及び一般管理費	679,243	439,557	127,954	111,732	655,328	103.6%
人 件 費 等	188,823	31,750	87,828	69,245	176,380	107.1%
旅 費 交 通 費	5,000	560	1,555	2,885	5,226	95.7%
水 道 光 熱 費	115,137	112,057	3,080	－	93,262	123.5%
ビ ル 管 理 維 持 費	56,716	56,716	－	－	66,756	85.0%
清 掃 費	41,434	41,434	－	－	40,451	102.4%
消 耗 品 費	15,444	4,723	6,682	4,039	19,193	80.5%
修 繕 費	14,025	12,575	1,100	350	20,882	67.2%
支 払 手 数 料	26,922	2,351	15,866	8,705	27,874	96.6%
租 税 公 課	30,189	21,130	10	9,049	30,148	100.1%
交 際 費	1,050	20	85	945	1,052	99.8%
広 告 宣 伝 費	2,300	－	－	2,300	1,073	214.4%
業 務 委 託 費	15,384	8,744	4,555	2,085	6,383	241.0%
減 価 償 却 費	131,139	123,557	5,658	1,924	132,959	98.6%
そ の 他 経 費	35,679	23,939	1,535	10,205	33,682	105.9%
営 業 利 益	165,988	215,888	61,832	△ 111,732	146,130	113.6%

（注）千円以下は、切り捨てています。

2 設備投資予算

令和5年度の主な設備投資（資産計上分）は、以下の通りとなっています。

（単位：千円）

No.	実 施 名	金 額	備 考
1	2階フロアの快適空間づくりに向けた 改修工事	58,000	新カードラウンジの移設や旧カードラウンジ跡地へのテナントの誘致により大きく変貌を遂げる2階フロアに関して、視認性の確保や窮屈感の解消など快適空港づくりに取り組む。
2	運航情報表示システム（FIDS）更新工事	15,000	現在の機器（三菱電機インフォメーションシステムズ製）について、メーカー側の事情（部門等削減）により今後、保守・修理対応ができない旨の通知があったことから、導入してから10年が経過していることもあり、新たなシステムを導入する。
合 計		73,000	

（注）1千万円以上の設備投資を記載しております。

3 資金繰り計画

（単位：千円）

項 目		令和4年度見込	令和5年度
前年度繰越高（1）		1,880,315	2,141,827
	経常収入（2）	1,329,977	1,423,977
	経常支出（3）	991,492	1,061,079
経常収支（4）＝（2）－（3）		338,485	362,898
	設備等収入（5）	－	－
	設備等支出（6）【固定資産取得】	116,516	153,702
設備等収支（7）＝（5）－（6）		△ 116,516	△ 153,702
	その他収入（8） 【国債償還・預かり金保証金他】	727,493	700,000
	その他支出（9） 【国債購入・法人税等・配当金他】	687,950	797,100
その他収支（10）＝（8）－（9）		39,543	△ 97,100
繰越高（1）＋（4）＋（7）＋（10）		2,141,827	2,253,923

法人名 秋田空港ターミナルビル(株)

②令和4年度計算書類等

法人所管課 交通政策課

第 4 5 期 報 告 書

自 令和 4 年 4 月 1 日
至 令和 5 年 3 月 3 1 日

事 業 報 告
貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
個 別 注 記 表
会 計 監 査 人 監 査 報 告 書 謄 本
監 査 役 会 監 査 報 告 書 謄 本

秋田空港ターミナルビル株式会社

事業報告

1. 会社の現状に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期における航空業界は、前期に引き続き新型コロナウイルスの影響を受けたものの、With コロナという新たな生活スタイルの定着や全国旅行支援の効果などがあったこと、また、昨年 10 月から海外からの水際対策の緩和などもあったことから、回復基調で推移している。

このような中、秋田空港の航空旅客数は 941,554 人で、前期比 126.6%増（526,152 人増）と前年度を大きく上回り、コロナ禍前の令和元年度の 73.1%まで回復している。

路線別にみると、東京羽田線は 129.0%増（340,512 人増）、名古屋中部線は 97.7%増（27,991 人増）、札幌千歳線は 126.7%増（50,308 人増）、大阪伊丹線は 128.9%増（107,341 人増）と全ての路線で前期を大幅に上回っている。

国際線は、定期便・チャーター便とも運航はなく、国内チャーター便を加えた全体の航空旅客総数は、前期比 126.6%増の 942,018 人となった。

◇国内定期路線（令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日）

		(前年度同期比)	(令和元年度同期比)
東 京 線 (ANA)	383,643 人	(138.7%増)	(△29.0%)
東 京 線 (JAL)	220,711 人	(113.9%増)	(△31.8%)
計	604,354 人	(129.0%増)	(△30.1%)
名古屋(中部国際)線 (ANA)	56,065 人	(95.7%増)	(△23.5%)
名古屋(中部国際)線 (ORC)	569 人	(-)	(-)
計	56,634 人	(97.7%増)	(△22.7%)
札 幌 線 (ANA)	48,086 人	(136.8%増)	(△20.3%)
札 幌 線 (JAL)	41,904 人	(116.2%増)	(△27.4%)
計	89,990 人	(126.7%増)	(△23.8%)
大阪(伊丹)線 (ANA)	97,057 人	(107.2%増)	(△10.4%)
大阪(伊丹)線 (JAL)	93,519 人	(156.9%増)	(△23.9%)
計	190,576 人	(128.9%増)	(△17.6%)
合 計	941,554 人	(126.6%増)	(△26.9%)
		(526,152 人増)	(△345,178 人)

◇国内チャーター便（同）

日 本 航 空	464 人	高知/高松/岡山/小松（5 便）
総 計	942,018 人	(126.6%増、526,346 人増)

当期における部門別事業の状況及び経営概況は、次のとおりである。

<不動産事業>

高騰する電気料金に対応するため、放射冷却フィルムの貼付工事（昨年 9 月完成）によるエネルギーコスト削減や太陽光パネルの設置工事（今年 2 月完成）による再生エネルギーの活用などの対策を進めたほか、館内トイレの照明に人感センサーを導入した。

また、お客様の利便性の向上を図るため、保安検査場入口を拡張し 2 列で入場できるように改修工事（昨年 5 月完成）を実施したほか、観光案内の強化及び到着客のスムーズな通行確保に向け、総合案内所及びレンタカーカウンターの配置を見直した。

このほか、国内線旅客ターミナルビルが建築後 40 年を経過していることから、建物の耐力度調査を実施するとともに、経年劣化している国内線ビル 2 階コンコース等の床面の改修工事を行った。

<直 営 事 業>

直営売店は、航空旅客数が大幅に増加したことや店舗のリニューアル効果により購入単価が大きく伸びたこと、昨年 10 月 11 日からスタートした全国旅行支援のクーポン効果などもあり、売上額は前年実績を大幅に上回っている。

また、県産の厳選食材を使用した空港オリジナル商品を『秋田の極み』シリーズとして開発・販売を行い、更なる売上向上に努めたほか、店舗の業務効率化のため、搭乗予約者数に対する A I による需要予測システムの導入を進めており、今後、適正発注による販売機会ロスの削減などの改善を図ることとしている。

◇直営売店の購入単価と立寄り率

	購入単価（円）	立寄り率（％）	売上高（千円）
令和元年度	2,318	39	589,474
令和2年度	2,492	49	163,913
令和3年度	2,571	50	264,050
令和4年度	2,679	43	541,074
（前年度比較）	（108 円増）	（7 ポイント減）	（104％増）
（令和元年度比較）	（361 円増）	（4 ポイント増）	（8％減）

（注）売上高は店舗内のレジ売上額で、E コマ売上及び売掛金は含まれていない。

<付帯事業>

広告事業については、到着ロビー内の総合案内所等や直営売店に広告枠を新設し増収を図っている。また、「稼ぐ力」の更なる強化のため、航空旅客数の増加に伴い順調に稼働している個人待合室『ロイヤルスカイ』について、今年 2 月 23 日に個人ブースや日本酒の試飲などのサービスを付加した新たな個人待合室『ROYALSKY LOUNGE』として移転リニューアルオープンしている。

<その他事業>

航空機利用者以外のお客様にも空港に足を運んでいただけるよう『親しまれる空港』への取組みとして、にかほ市と連携した池田修三氏の作品展示、夏休み企画として「こども絵画コンテスト」や「秋田空港探検スタンプラリー」の実施、また、「秋田空港開港 40+1 周年記念イベント」や「空の日」まっりの開催、秋田の著名な造形作家等による「続おしゃれな秋田犬」の展示などを行っている。

このほか、昨年 11 月上旬に北東北 5 空港ビル共同で、神戸市で誘客 P R 活動を行ったほか、今年 1 月中旬には横手市に協力し大阪国際空港雪まつりにおいて特産品等の販売を行った。

<経営概況>

収支状況では、売上高は 1,219,043 千円（前期比 43.9%増）と前期を大幅に上回った。コロナ禍前の令和元年度との比較では、航空旅客数が 73%程度までしか回復していない中で、売上高は 4.9%減で止まっており、「稼ぐ力」が定着してきていると言える。

不動産事業収入は、昨年度行った航空会社への減免措置がなかったことや飲食テナント等の歩合制家賃が増収となったことなどから、552,273 千円（前期比 11.7%増）となっている。

直営事業収入は、航空旅客数が増加したことや購入単価のアップ、さらには全国旅行支援のクーポン効果もあり、581,752 千円（前期比 96.0%増）と大幅な増となっている。

付帯事業収入は、広告事業が順調に推移したこと、航空旅客数の増加に伴い個人待合室収入が増収となったことから、85,017 千円（前期比 53.0%増）と大きく伸びている。

売上原価は、直営売店の売上増に伴い 412,094 千円（前期比 93.9%増）となり、売上総利益は、806,949 千円（前期比 27.2%増）となっている。

一方、販売費及び一般管理費は、特に電気料の高騰に伴い水道光熱費が前年と比較し 30,633 千円（前期比 52.1%増）増えたことなどから、全体として 665,102 千円（前期比 101,089 千円増）となった。

この結果、営業利益は、第 7 次中期経営計画の 2 年目に掲げる 146 百万円の目標には僅かに及ばなかったものの、141,846 千円（前期比 101.9%増、71,597 千円増）と大幅な増となり、経常利益は 143,387 千円、当期純利益は 94,799 千円となっている。

(2) 設備投資等の状況

当期において取得した設備投資の総額は、100,559 千円であり、主な工事は次のとおりである。なお、当該設備投資の資金調達については、自己資金と補助金により賄った。

(単位：千円)

実 施 名	金 額	備 考
国内線ビル太陽光発電設備設置工事	78,000	(内、補助金 78,000 千円)
国内線ビル個人待合室移設工事	70,085	
国内線ビル・国際線ビル放射冷却素材工事	28,420	(内、補助金 28,420 千円)
国内線ビルコンコースフロア改修工事	9,938	
国内線ビル屋内消火栓ポンプ更新工事	4,260	
国内線ビル到着ロビー カウンター等改修工事	3,133	
国内線ビル保安検査場感染対策工事	3,075	(内、補助金 1,537 千円)

(3) 対処すべき課題

今後の航空旅客数の動向については、現在、With コロナの考え方が浸透してきていることや全国旅行支援の継続、また、今年 5 月には新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが「5 類」に移行することなどに伴い、航空利用者数は大幅に増加していくものと見込まれる。

また、国内線旅客ターミナルビルが建築後約 40 年を経過していることから、昨年度、建物の耐力度調査を実施したところ、今後の運用に当たっては、大きな支障の無いことが確認されている。

こうした当社を取り巻く環境の変化を踏まえ、令和 5 年度から 1 年前倒しで第 8 次中期経営計画（R5～R7 年度）をスタートさせた。

この計画では、直営売店「あ・えーる」の一人当たりの購入単価のアップや新しい個人待合室「ROYALSKY LOUNGE」のオープンに加え、旧個人待合室へ新規テナントを誘致することにより更なる増収を図り、期間中における営業利益 230 百万円の達成を目指すこととする。

また、「空港を利用するすべての人が、安心・安全にそして、快適に利用できる空港」を目指していくため、着実に施設整備を進めていく必要がある。

具体的には、個人待合室の移転・拡張などに伴い、国内線２階フロアの導線が大きく変わることから、フロア全体の視認性を改善しながら、ユニバーサルデザインに対応した快適な空間づくりに取り組んでいく。

なお、今年３月に発生した停電（４月にも同様の停電）については、航空利用者の皆様並びに空港関係機関の方々に多大なるご迷惑とご心配をお掛けしたが、現在は、停電の原因である不具合の高圧ケーブルについては速やかに新たなケーブルに交換し、正常な電源供給に戻っている。今後はこのような事態が起こらないように、専門機関等の助言・指導を求めながら、恒久的な対策を講じていく。

（４）財産及び損益の状況

直前３事業年度の財産及び損益の状況は、次のとおりである。

（単位：千円）

区 分	42 期 (H31. 4～R2. 3)	43 期 (R2. 4～R3. 3)	44 期 (R3. 4～R4. 3)	45 期（当期） (R4. 4～R5. 3)
売 上 高	1, 282, 288	737, 794	846, 708	1, 219, 043
営 業 利 益	209, 542	43, 583	70, 249	141, 846
経 常 利 益	217, 422	99, 994	97, 202	143, 387
当期純利益	152, 878	55, 866	128, 667	94, 799
１株当たり 当期純利益	2, 038 円 37 銭	744 円 88 銭	1, 715 円 56 銭	1, 263 円 99 銭
総 資 産	3, 568, 528	3, 484, 891	3, 667, 723	3, 877, 282
純 資 産	3, 140, 212	3, 196, 078	3, 324, 746	3, 419, 545
１株当たり 純 資 産	41, 869 円 49 銭	42, 614 円 38 銭	44, 329 円 95 銭	45, 593 円 94 銭

（５）主要な事業内容

当社の主な事業は、以下のとおりである。

- ①空港ターミナルビル（旅客ビル及び貨物ビル）の賃貸及び管理運営
- ②航空旅客、航空事業者及び航空貨物事業者に対する役務の提供
- ③広告宣伝及び広告代理業
- ④観光土産品その他の物品販売

（６）事業所の所在地

本 社 秋田市雄和椿川字山籠 49 番地

(7) 従業員の状況

(令和5年3月31日現在)

従業員数	前期末増減	平均年齢	平均勤続年数
11 名	1 名	42.0 歳	13 年 9 ヶ月

(注) 役員及び契約社員並びにパート社員は除く。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 300,000 株

(2) 発行済株式の総数 75,000 株

(3) 株主数 18 名

(4) 大株主

(令和5年3月31日現在)

株 主 名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
秋 田 県	25,000 株	33.3%
秋 田 市	8,000 株	10.6%
ANAホールディングス株式会社	7,800 株	10.4%
日本航空株式会社	7,500 株	10.0%
株式会社日本政策投資銀行	7,000 株	9.3%
株式会社秋田銀行	3,600 株	4.8%
株式会社北都銀行	3,600 株	4.8%
株式会社秋田魁新報社	2,000 株	2.7%
羽後交通株式会社	1,500 株	2.0%
秋田中央交通株式会社	1,500 株	2.0%

株 主 名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
日本通運株式会社	1,500 株	2.0%
東北電力株式会社	1,500 株	2.0%

(5) その他重要な事項

当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を必要とする。

3. 会社役員に関する事項

取締役及び監査役の氏名等

(令和5年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当又は主な職業並びに兼務の状況
代表取締役社長	前 川 浩	
取 締 役	結 城 研	事業部長
同	石 黒 道 人	秋田県 観光文化スポーツ部長
同	鎌 田 潔	秋田市 副市長
同	橋 本 茂 男	日本航空株式会社 秋田支店長
同	保 坂 英 明	株式会社秋田銀行 執行役員審査部長
同	保 坂 幸 悦	株式会社北都銀行 執行役員本店営業部長
同	佐 川 博 之	株式会社秋田魁新報社 代表取締役社長
同	渡 邊 綱 平	秋田中央交通株式会社 代表取締役社長
常 勤 監 査 役	佐 藤 真	
監 査 役	星 憲 太 郎	株式会社日本政策投資銀行 東北支店次長
同	齋 藤 善 一	羽後交通株式会社 代表取締役社長

(注)

1. 会社法第2条第15号に定める社外取締役

石黒 道人氏、鎌田 潔氏、橋本 茂男氏、保坂 英明氏、保坂 幸悦氏、
佐川 博之氏、渡邊 綱平氏

2. 会社法第2条第16号に定める社外監査役

佐藤 真氏、星 憲太郎氏、齋藤 善一氏

3. 当該事業年度中の取締役及び監査役の異動

＜就任取締役＞ 石黒 道人氏、鎌田 潔氏、橋本 茂男氏は、令和4年6月29日開催の第44期定時株主総会において、新たに取締役に選任され就任した。

＜退任取締役＞ 取締役 嘉藤 正和氏、山中 謙治氏は、令和4年6月29日開催の第44期定時株主総会終結をもって退任した。
また、専務取締役 舩屋 修美氏は、令和4年10月31日付で辞任した。

＜就任監査役＞ 佐藤 真氏、星 憲太郎氏は、令和4年6月29日開催の第44期定時株主総会において、新たに監査役に選任され就任した。
また、佐藤 真氏は、同日開催の令和4年度第2回監査役会において、常勤監査役に選任され就任した。

＜退任監査役＞ 監査役 環貫 仁氏は、令和4年6月29日開催の第44期定時株主総会終結をもって退任した。
また、監査役 渡辺 秀幸氏は、令和4年6月29日開催の第44期定時株主総会終結をもって辞任した。

4. 会計監査人の状況

会計監査人の名称 公認会計士 菅 希代美

5. 会社の体制及び方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制は、以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び取締役会は、法令や社会的な倫理・規範を守って行動するという法令遵守（以下「コンプライアンス」という。）を経営の重要課題の一つとして認識し、取締役及び使用人の責任の明確化、権限行使の適正化を図るとともに、違反・不正行為の未然防止・再発防止を徹底する。そのためのコンプライアンス教育及び研修を実施し、取締役及び使用人におけるコンプライアンスに対する意識の徹底を図る。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録、決議（決裁）書及び社内申請書等取締役の職務の執行に係る文書その他の情報の取扱いについては、法令及び文書取扱規程に従い、適正な保存・管理を行う。

(3) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理を統括する部門は、総務管理部とし、リスク管理方針及びガイドラインに基づき適切なリスク管理体制の構築及び運用を図る。
- ② 各部門は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行い、リスク管理を統括する総務管理部へ定期的にリスク管理の状況を報告し、リスクの未然防止・再発防止を図る。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、四半期毎の取締役会のほか、適宜取締役会を開催し、重要事項に関して迅速に的確な意思決定を行う。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役の職務を補佐する使用人を監査役から求められた場合には、監査役と協議の上、合理的な範囲で配置する。
- ② 監査役の職務を補佐する使用人の人事異動、懲戒処分は監査役の意見を尊重した上で行う。

(6) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事実が発生し又は発生する恐れがあるとき、役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役会に報告する。

(7) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、社内の重要な会議に出席するほか必要に応じて取締役及び使用人に対して説明を求めるとともに、代表取締役、会計監査人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催する。

貸 借 対 照 表

(令和 5 年 3 月 3 1 日現在)

(単位：円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,201,814,306	流 動 負 債	306,360,764
現金・普通預金	1,100,068,715	買 掛 金	34,109,660
定期預金	1,010,000,000	未 払 金	186,436,173
売 掛 金	25,198,486	未 払 消 費 税	312,300
未 収 入 金	19,461,659	未 払 法 人 税 等	19,296,000
商 品	24,592,460	預 り 金	2,013,747
貯 蔵 品	5,889,818	前 受 収 益	47,950,281
前 払 費 用	2,659,168	賞 与 引 当 金	5,663,931
預 け 金	14,000,000	リ ー ス 債 務	10,578,672
貸 倒 引 当 金	△ 56,000	固 定 負 債	151,376,012
固 定 資 産	1,675,468,081	退 職 給 付 引 当 金	35,279,900
有形固定資産	1,592,809,121	預 り 保 証 金	12,954,060
建 物	1,399,117,700	リ ー ス 債 務	103,142,052
構 築 物	38,831,223	負 債 合 計	457,736,776
機 械 装 置	2,707,002	(純 資 産 の 部)	
車 両 運 搬 具	1	株 主 資 本	3,419,545,611
器 具 備 品	37,607,471	資 本 金	750,000,000
建 設 仮 勘 定	825,000	利 益 剰 余 金	2,669,545,611
リ ー ス 資 産	113,720,724	利 益 準 備 金	62,500,000
無 形 固 定 資 産	3,628,481	そ の 他 利 益 剰 余 金	2,607,045,611
著 作 権	100,000	施 設 整 備 積 立 金	1,059,490,000
ソ フ ト ウ ェ ア	2,889,182	別 途 積 立 金	910,000,000
電 話 加 入 権	639,299	繰 越 利 益 剰 余 金	637,555,611
投資その他の資産	79,030,479	純 資 産 合 計	3,419,545,611
長期前払費用	2,605,479		
繰延税金資産	76,425,000		
資 産 合 計	3,877,282,387	負 債 純 資 産 合 計	3,877,282,387

損 益 計 算 書

自 令和 4年 4月 1日
至 令和 5年 3月 31日

(単位:円)

科 目	金 額	
売 上 高		1,219,043,917
不 動 産 事 業 収 入	552,273,822	
直 営 事 業 収 入	581,752,107	
付 帯 事 業 収 入	85,017,988	
売 上 原 価		412,094,660
売 上 総 利 益		806,949,257
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		665,102,404
営 業 利 益		141,846,853
営 業 外 収 益		2,533,103
受 取 利 息	58,300	
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	44,000	
役 員 退 職 引 当 金 戻 入 益	750,000	
雑 収 入	1,680,803	
営 業 外 費 用		991,981
雑 損 失	991,981	
経 常 利 益		143,387,975
特 別 利 益		108,995,980
補 助 金 収 入	108,995,980	
特 別 損 失		118,492,757
固 定 資 産 除 却 損	2,612,398	
固 定 資 産 圧 縮 損	107,958,800	
固 定 資 産 撤 去 費	7,921,559	
税 引 前 当 期 純 利 益		133,891,198
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	28,787,928	
法 人 税 等 調 整 額	10,304,000	39,091,928
当 期 純 利 益		94,799,270

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

自 令和 4年 4月 1日
至 令和 5年 3月 31日

(単位：円)

	株 主 資 本							純 資 産 合 計
	資 本 金	利 益 剰 余 金					株主資本合計	
		利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利益剰余金合計		
			施設整備積立金	別 途 積 立 金	繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	750,000,000	62,500,000	1,009,490,000	910,000,000	592,756,341	2,574,746,341	3,324,746,341	3,324,746,341
当 期 変 動 額								
施設整備積立金の積立			50,000,000		△ 50,000,000	-	-	-
当 期 純 利 益					94,799,270	94,799,270	94,799,270	94,799,270
当 期 変 動 額 合 計	-	-	50,000,000	-	44,799,270	94,799,270	94,799,270	94,799,270
当 期 末 残 高	750,000,000	62,500,000	1,059,490,000	910,000,000	637,555,611	2,669,545,611	3,419,545,611	3,419,545,611

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に関する注記

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・貯蔵品・・・先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法 ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降取得の建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。平成 28 年 4 月 1 日以降取得の建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

②無形固定資産

定額法 ソフトウェアについては社内利用可能期間（5 年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上方法

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に支給する賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち、当期の負担額を計上しております。

③退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、自己都合退職による期末要支給額（100%）を計上しております。また、役員退職慰労金の将来の支出に備えるため、内規（役員退職慰労金支給規程）に基づく期末要支給額を退職給付引当金に含めて計上しております。

なお、当期末における役員退職慰労金の期末要支給額は、7,972 千円であります。

(4) 収益および費用の計上基準

賃貸に関する収益については、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第 13 号 2007 年 3 月 30 日）等を適用し、不動産賃貸契約書等に基づき、その貸付期間に対応する金額で収益を認識しています。また、顧客との契約から生じる収益については、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日）等を適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 76,425 千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産については、期末の一時差異等のうち将来の課税所得の見積額に基づいて、一時差異等のスケジューリングの結果、見積られた繰延税金資産は回収可能性があるものと判断し、計上しております。

繰延税金資産の回収可能性については、計算書類作成時における入手可能な情報に基づいて、每期慎重に見直しを行っておりますが、市場の動向や経済情勢の変化等に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により、将来の課税所得の見積額が変動した場合、翌会計年度において繰延税金資産の取崩し又は追加の計上が発生する可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 6,594,649 千円
上記金額には減損損失累計額 364,577 千円が含まれております。
- (2) 有形固定資産の圧縮記帳累計額 286,400 千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当事業年度末日における発行済株式の数 75,000 株

5. 税効果会計に関する注記

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

①未払事業税	1,645 千円
②貸倒引当金	17 千円
③賞与引当金損金算入限度超過額	1,721 千円
④退職給付引当金損金算入限度超過額	10,725 千円
⑤未払事業所税	641 千円
⑥一括償却資産	426 千円
⑦減損損失	63,673 千円
繰延税金資産 小計	78,850 千円
評価性引当額	△2,423 千円
繰延税金資産 合計	76,425 千円

6. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については安全性を考慮して定期性預金で運用しております。また、売掛金及び未収入金に係る顧客の信用リスクは、社内ルールに沿ってリスク低減を図っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

令和5年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額 (*)	時 価 (*)	差 額
① 現金預金	2,110,068	2,110,068	—
② 売掛金及び未収入金	44,660	44,660	—
③ 預け金	14,000	14,000	—
④ 買掛金及び未払金	(220,545)	(220,545)	—

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれに属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①現金預金、②売掛金及び未収入金並びに③預け金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、レベル3の時価に分類しております。

④買掛金及び未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっており、レベル3の時価に分類しております。

(注2) 金融商品の時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区 分	貸借対照表計上額
① 預り保証金	12,954

預り保証金については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることができないものであります。

7. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

令和5年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は、200,868千円（賃貸収益は不動産事業収入に、主な賃貸費用は販売費及び一般管理費に計上）であります。

(2) 賃貸不動産の時価等に関する事項

当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当該増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額				当期末の時価
	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	
賃貸不動産として 使用される部分を 含む不動産	1,297,364	86,506	87,356	1,296,514	1,184,863

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当期増減額のうち、増加額は建物（49,140千円）と附属設備（37,366千円）であり、減少額は減価償却費（85,026千円）などであります。

(注3) 当期末の時価は、令和4年度固定資産税評価額であります。

(注4) 全体の床面積のうち、賃貸面積は7,271.47㎡（賃貸割合46.60%）であります。

8. 資産除去債務に関する注記

当社は、本社屋の土地を秋田県より賃借しているため、契約解除時には原状回復義務を負っており、原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、現時点では本社屋を移転する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積ることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

8. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：千円)

属性	会社等の名称	住 所	資 本 金	議決権等の被所有割合	事 業 内 容	関 係 内 容		取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
						役員等の兼任等	事業上の関係				
主要株主	秋田県	秋田市 山王	—	33.3%	—	取締役 1名	土地賃借 (注1)	家賃地代	3,674	—	—
							貸室賃貸等 (注2)	売上高	37,219	未収入金	3,397
							保安業務等に 係る補助等 (注3)	補助金	106,920	未収入金	500
	日本航空株式会社	東京都 品川区 東品川	273,200,000	10.0%	定期航空 運送事業	取締役 1名	貸室等賃貸 (注4)	売上高	163,322	未収入金	333
										前受収益	18,375

(単位：千円)

属性	会社等の名称	住 所	資 本 金	議決権等の 被所有割合	事 業 内 容	関 係 内 容		取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
						役員等の 兼任等	事業上の 関 係				
主要株主 (法人)が議決権の過半数を所有している会社(当該会社の子会社を含む)	全日本空輸株式会社	東京都港区東新橋	25,000,000	—	定期航空運送事業	取締役1名	貸室賃貸等(注5)	売 上 高	262,183	未収入金	694
										前受収益	19,612
	全日空モーターサービス株式会社	東京都大田区羽田空港	60,000	—	空港設備の整備事業等	無	機器の保守点検(注6)	ビル管理維持費	2,170	—	—
							PBB修理代(注7)	修 繕 費	1,210	未 払 金	121
	ANA FESTA株式会社	東京都大田区羽田空港	50,000	—	空港売店の運営等	無	貸室賃貸等(注8)	売 上 高	3,972	未収入金	320

上記の金額のうち、取引金額には消費税が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 秋田県空港管理条例等に定められている土地使用単価に基づいて算出された額となっております。

(注2) 価格その他の取引条件は、ビルの取得原価及び維持費等を勘案した当社の見積額を提示し、交渉の上、決定しております。

(注3) 補助事業の内訳は、空港保安対策事業(500千円)、空港ターミナルビル燃料高騰等対策事業(106,420千円)に対する補助金であります。

(注4) 価格その他の取引条件は、ビルの取得原価及び維持費等を勘案した当社の見積額を提示し、交渉の上、決定しております。

(注5) 価格その他の取引条件は、ビルの取得原価及び維持費等を勘案した当社の見積額を提示し、交渉の上、決定しております。

- (注 6) 特殊機器のため、保守点検できる会社が限定されており、価格その他の取引条件は、全日空モーターサービス株式会社から提示された価格と市場価格を勘案し、交渉の上、決定しております。
- (注 7) 特殊機器のため、価格その他の取引条件は、全日空モーターサービス株式会社から提示された価格と市場価格を勘案し、交渉の上、決定しております。
- (注 8) 価格その他の取引条件は、ビルの取得原価及び維持費等を勘案した当社の見積額を提示し、交渉の上、決定しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------------|
| (1) 1株当たり純資産 | 45,593 円 94 銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 1,263 円 99 銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

- (1) 停電の影響について

令和5年4月22日に発生した停電に伴い、電源車による電力供給作業及び停電の原因である高圧ケーブルの交換等の大規模修繕が発生する見込みです。

独立監査人の監査報告書

令和 5 年 5 月 8 日

秋田空港ターミナルビル株式会社
取締役会 御中

菅公認会計士事務所
公認会計士 菅 希 代 美 ㊞

監査意見

私は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、秋田空港ターミナルビル株式会社の令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの第 45 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

私は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

私の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における私の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は私が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第45期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当者その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、次の方法で監査を実施しました。

- (1) 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務および財産の状況を調査いたしました。
- (2) 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容及び当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 公認会計士 菅 希代美氏の監査の方法および結果は相当であると認めます。

令和5年5月19日

秋田空港ターミナルビル株式会社 監査役会

常勤監査役 佐藤 真 ㊞

監査役 齋藤 善一 ㊞

監査役 星 憲太郎 ㊞

(注) 監査役は、全員、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

< 株主総会報告事項 >

(1) 第44期事業報告及び計算書類の報告について

- (1) 事業報告 (別 添「第44期報告書」 1頁～9頁参照)
- (2) 計算書類
 - ①貸借対照表 (別 添「第44期報告書」 10頁・13～20頁参照)
 - ②損益計算書 (別 添「第44期報告書」 11頁・13～20頁参照)
 - ③株主資本等変動計算書 (別 添「第44期報告書」 12頁・13～20頁参照)
- (3) 監査報告書
 - ①会計監査人監査報告書 (別 添「第44期報告書」 21～22頁参照)
 - ②監査役会監査報告書 (別 添「第44期報告書」 23頁参照)
- (4) 令和3年度航空旅客数実績

< 株主総会決議事項 >

(1) 剰余金処分の件

次のとおり、処分したいと存じます。

(1) 期末配当に関する事項

期末配当につきましては、経営基盤の強化とターミナルビルの建替えに必要な内部留保等を総合的に勘案いたしまして、無配としたいと存じます。

(2) その他剰余金の処分に関する事項

①増加する剰余金の項目とその額

施設整備積立金 50,000,000 円

②減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 50,000,000 円